特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険法による保険給付の支給、保険税賦課徴 収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、国民健康保険法による保険給付の支給、保険税賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーIDにより操作権限を限定する。また、事務の一部を外部委託事業者に委託しているため、個人情報の保護に関する契約を締結し、情報漏えいを防止する。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和3年3月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民健康保険法による保険給付の支給、保険税賦課徴収に関する事務				
②事務の概要	ア 事務の説明 届出による国保資格の取得及び保険証の交付、喪失処理、各種給付等の申請書の受理・審査・給付、 国保税の申告に基づく、賦課及び徴収を行う。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、国民健康保険法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準 負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証 又は特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置 ・国民健康保険法第63条の2の一時差止め ・保険料の徴収又は保険料の賦課 ・保健事業の実施 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・被保険者情報及び高額該当の引継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 ・国保情報集約システムを経由し、オンライン資格確認等システムの医療保険者等向け中間サーバーへ の被保険者情報の提供及び機関別符号の取得				
③システムの名称	・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税(料) ・Acrocity国民健康保険(給付) ・滞納整理システム(Levy2) ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム ・Acrocity総合収納管理 ・Acrocity総合滞納管理 ・TIARA健康管理システム				
2. 特定個人情報ファイル	ν VA				

国民健康保険資格台帳 給付等の届出記録 給付等申請書 資格・給付データ 賦課・収納データ

個人番号の利用

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 【各手続の根拠】 国民健康保険法第9条、第42条、第44条、第52条、第52条の2、第53条、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第56条、第57条の2、第57条の3、第58条、第63条の2、第64条、第70条、第76条、第77条、第78条、第82条、第113条の2、第113条の3、第116条、第116条の2

4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の42の項、43の項、44の項、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第25条の2、第26条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の1の項、43の項、46の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第25条の2 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	保健福祉部保険年金課、総務部税務課、総務部収納課、保健福祉部すこやか保健センター				
②所属長の役職名	保健福祉部保険年金課長、総務部税務課長、総務部収納課長、保健福祉部すこやか保健センター所長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	総務部総務課 (住所)霧島市国分中央三丁目45番1号 (電話番号)0995-45-5111 (内線番号)1141				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	保健福祉部保険年金課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号) 1861				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和	13年1月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	13年1月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	価書]		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書 3)基礎項目評価書	及び重点項目評価書 及び全項日評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(付	青報提	供ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	าอ าอ			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい				
4. 特定個人情報ファイルの	つ取扱し	小の委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	_			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託	や情報提供ネットワーク	システム]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい				
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	าอ าอ			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし				
8. 監査								
実施の有無	[]]自己点検	[0]	内部監査 [] 外部	部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて7 2)十分に行っている 3)十分に行っていた				

変更箇所

変更箇	<u>"T</u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	Ⅰ-1-③ システムの名称	*Acrocity国民健康保険 *Acrocity国民健康保険税(料) *Acrocity国民健康保険(給付) *滞納整理システム(Levy2) *Acrocity宛名管理 *Acrocity任民基本 ・中間サーバー *MICJET番号連携サーバー	*Acrocity国民健康保険 *Acrocity国民健康保険税(料) *Acrocity国民健康保険(給付) *滞納整理システム(Levy2) *Acrocity行政基本 ・中間サーバー *MICJET番号連携サーバー	事後	
平成28年3月31日	Ⅰ-3法令上の根拠	国民健康保険法施行規則(略)第7条、第7条、 第7条の2、第7条の4、第7条の4、第7条の 4、第7条の4、(略)	国民健康保険法施行規則(略)第7条、第7条の2、第7条の4、(略)	事後	
平成28年3月31日	I-5-②所属長	生活環境部保険年金課 宝満 淑朗、総務部 税務課長 谷口 信一、総務部収納課長 徳田 忍	生活環境部保険年金課 宝滴 淑朗、総務部 税務課長 谷口 信一、総務部収納課長 永重 博章	事後	
平成28年3月31日	Ⅱ-1.対象人数-いつ時点の計 数か	平成26年9月30日 時点	平成27年11月30日 時点	事後	事務対象者【29,209】人 【平成27年11月30日時点】 国民健康保険被保険者数
平成28年3月31日	Ⅱ-1.対象人数-いつ時点の人 数か-2.取扱者数-いつ時点の 計数か	平成26年9月30日 時点	平成27年11月30日 時点	事後	取扱者数【209】人【平成27年11月30日時点】 国保G職員7人、臨時2人、看護師2人、レセ5人、 すこやか保健センター保健師23人 行政システム常駐SE2人、 特定健診契約医療機関60か所×2人 人間ドック契約医療機関14か所×2人人間ドック契約医療機関14か所×2人 長機と指導1か所×5人 (ジェネリック通知委託)国保連3人 (特定健診情報提供)地区医師会、県医師会、県医学ペルスサポートセンター各3人 合計209人
平成29年3月31日	I -1-②事務の概要	・市の区域内に住所を有することによる国民健 康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受 理及び確認 (略)	・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務・保険給付の支給・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置・国民健康保険法第63条の2の一時差止め・保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課・保健事業の実施・資料の提供等の求めに関する事務・被保険者情報及び高額該当の引継ぎ情報を	事後	(H28.12.21改正)番号法別表 第一の主務省令で定める事 務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	Ⅰ-1-②事務の概要	(略)	(略)	事前	平成29年度システム改修 平成30年度開始
平成29年3月31日	Ⅰ-1-③システムの名称	*Acrocity国民健康保険 *Acrocity国民健康保険税(料) *Acrocity国民健康保険(総付) *滞納整理システム(Levy2) *Acrocity行政基本 ・中間サーバー *MICJET番号連携サーバー	*Acrocity国民健康保険 *Acrocity国民健康保険税(料) *Acrocity国民健康保険(給付) *滞納整理システム(Levy2) *Acrocity行政基本 ・中間サーバー *MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム	事前	平成29年度システム改修平成30年度開始
平成29年3月31日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の30の項 【各手続の根拠】 国民健康保険法第9条、第42条、第44条、第52 条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条 の4、第55条、第56条、第57条の2、第57条の 3、第55条、第53条の2、第64条、第70条、第76 条、第77条、第78条、第116条、第116条の2 介護保険法第134条 国民健康保険法施行令第27条の2、第29条、第29条の4、第29条の702 国民健康保険法施行会第27条の2、第5条、第5条、第5条の2、第5条の4、第5条の70。 第5条の2、第5条の4、第5条の7、第5条 の8、第5条の9、第6条、第7条、第7条の2、第7条の4、第8条、第9条、第10条の 2、第13条、第0条の2、第2条の3、第26条の3、第26条の3、第26条の13、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の2、第27条の14の26、第28条、第32条の3、第32条の5、第32条の5、第32条の5、第32条の5、第32条の5、第32条の5、第32条の5、第3206	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第24条 【各手続の根拠】 国民健康保険法第9条、第42条、第44条、第52 条、第52条の2、第54条 の4、第55条、第56条、第57条の2、第54条 の4、第55条、第68条の2、第64条、第70条、第76 条、第75条、第78条、第78。第13条の2、第 113条の3、第116条、第116条の2	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の42の項、43の 項、44の項、45の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の1の項、46の 項	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の42の項、43 の項、44の項、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第25条、第25条の2、第26条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の1の項、46の 項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第1条	事後	(H28.9.12改正)番号法別表第 二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令を基に 修正
平成29年3月31日	I-5-②所属長	生活環境部保険年金課 宝満 淑朗、総務部 税務課長 谷口 信一、総務部収納課長 永重 博章	生活環境部保険年金課 新鍋 一昭、総務部 税務課長 谷口 信一、総務部収納課長 永重 博章	事後	平成28年4月1日付け人事異 動
平成29年3月31日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の 計数か	平成27年11月30日 時点	平成29年2月28日 時点	事後	事務対象者【27,915】人 【平成29年2月28日時点】 国民健康保険被保険者数
平成29年3月31日	Ⅱ-2-取扱者数-いつ時点の 計数か	平成27年11月30日 時点	平成29年2月28日 時点	事後	取扱者数【212】人【平成29年2月28日時点】 国保保職員7人、臨時2人、看 護師2人、七5人、 すこやか保健センター保健師 23人 行政システム常駐SE2人、 特定健診契約医療機関60か 所×2人 人間ドック契約医療機関14か 所×2人 以間・少ク契約医療機関14か 所×2人 (ジェネリック通知委託)国保 連3人 (特定健診情報提供)地区 6年完健診情報提供)地区 6年完健診情報提供)地区 6年完健診情報提供)地区 6年完健診情報提供)地区 6年完健診情報提供)地区 6年完健診情報提供)地区 6年完全。13年連合人 (国保情報集約システム)国 (理連合会人
平成30年3月31日	I −1−③システムの名称	- Acrocity国民健康保険 - Acrocity国民健康保険税(料) - Acrocity国民健康保険(給付) - 滞納整理システム(Levy2) - Acrocity行政基本 - 中間サーバー - MICJET番号連携サーバー - 国保情報集約システム	*Acrocity国民健康保険 *Acrocity国民健康保険税(料) *Acrocity国民健康保険(給付) *Acrocity総合収納管理 *Acrocity総合滞納管理 *滞納整理ンステム(Levy2) *Acrocity行政基本 ・中間サーバー *MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム *TIARA健康管理システム	事後	掲載漏れ
平成30年3月31日	I-3法令上の根拠	【各手続きの根拠】 国民健康保険法第9条、第42条、第44条、第52 条、第52条の2、第54条(以下略)	【各手続きの根拠】 国民健康保険法第9条、第42条、第44条、第52 条、第52条の2、第53条、第54条(以下略)	事後	追加
平成30年3月31日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の1の項、46の 項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第1条	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の1の項、43の 項、46の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第1条、第25条の2	事後	(H29改正)番号法別表第二 の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令を基に修 正
平成30年3月31日	I -5-①部署	生活環境部保険年金課(以下略)	保健福祉部保険年金課(以下略)	事後	平成29年4月1日組織改正に 伴う変更
平成30年3月31日	I-5-②所属長	生活環境部保険年金課 新鍋 一昭、総務部税務課長 谷口 信一、総務部収納課長 永重博章	保健福祉部保険年金課 有村 和浩、総務部 税務課 西田 正志、総務部収納課長 谷口 信一	事後	平成29年4月1日人事異動に 伴う変更
平成30年3月31日	I-8連絡先	生活環境部保険年金課(以下略)	保健福祉部保険年金課(以下略)	事後	平成29年4月1日組織改正に 伴う変更
平成30年3月31日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の計数か	平成29年2月28日 時点	平成29年12月31日 時点	事後	事務対象者【27,202】人 【平成29年12月31日時点】 国民健康保険被保険者数
平成30年3月31日	Ⅱ-2-取扱者数-いつ時点の 計数か	平成29年2月28日 時点	平成29年12月31日 時点	事後	取扱者数【217】人 【平成29年12月31日時点】 国保G職員7人、臨時2人、看 護師2人、レセ5人、 すこやか保健センター保健師 23人 行政システム常駐SE2人、 特定健診契約医療機関64か 所×2人 付下ック契約医療機関15か 所×2人 特定保健指導1か所×5人 (ジェネリック通知委託)国保 連3人健診情報提供)地区医師会、県医師会、県医師会、県国保連合会、外働安2人 (国保情報集約システム)国 保連合会3人 合計217人

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月31日	I-5-②所属長	務課長 西田 正志、総務部収納課長 谷口	林庭田畑町体際十五味 木原 ドノナ、10分間 税務課長 西田 正志、総務部収納課長 谷口	事後	平成30年4月1日人事異動に 伴う変更
平成31年3月31日	I-8連絡先	保 保健福祉部保険年金課 有村和浩、総務部税 務課長 西田 正志、総務部収納課長 谷口	信 <u></u> 保健福祉部保険年金課 末原 トシ子、総務部 税務課長 西田 正志、総務部収納課長 谷口	事後	平成30年4月1日人事異動に 伴う変更
平成31年3月31日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の 計数か	平成29年12月31日時点	平成31年2月28日 時点	事後	事務対象者【26,207】人 【平成31年2月28日時点】 国民健康保険被保険者数
平成31年3月31日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の 計数か	平成29年12月31日 時点	平成31年2月28日 時点	事後	取扱者数【251】人 【平成31年2月28日時点】 国保保職員7人、臨時2人、看護師2人、レセ5人、 稅務課市民稅G職員5人、収納課職員20人 すこやか保健センター保健師 26人 行政システム常駐SE2人、 特定健診契約医療機関15か 所×2人 人間ドック契約医療機関15か 所×2人 人間ドック契約医療機関15か 所×2人 住等定健指導1知委託1国保 連3人 (特定健診情報提供)地区医 6条3人 (国保情報集約システム)国 保連合会3人
平成31年3月31日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	IV −2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステム を通じた入手除く。)		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	IV - 3特定個人情報の使用・ 目的を超えた紐付け		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅳ-3特定個人情報の使用・ 権限のない者		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	IV-4特定個人情報ファイル の取扱い委託		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	IV - 5特定個人情報の提供・ 移転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた除 く。)		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅳ - 6情報提供ネットワークシ ステムとの接続・目的外入手		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅳ -6情報提供ネットワークシ ステムとの接続・不正な提供		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	IV - 7特定個人情報の保管・ 消去		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅳ-8監査		自己点検	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅳ-9従業者に対する教育・ 啓発		十分に行っている。	事後	項目追加
平成31年3月31日	I -5-②所属長の役職名	保健福祉部保険年金課 末原 トシ子、総務部 税務課長 西田 正志、総務部収納課長 谷口 信一	保健福祉部保険年金課長、総務部税務課長、 総務部収納課長	事後	
平成31年3月31日	1-8 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	保健福祉部保険年金課 末原 トシ子、総務部 税務課長 西田 正志、総務部収納課長 谷口 信一	保健福祉部保険年金課(住所)霧島市国分中 央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111 (内線番号)1861	事後	
令和2年2月13日	I -1-②事務の概要	・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養療証、限度額適用認定証、限度額適用標準負担額減額認定証以は特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置 ・国民健康保険法第5条の2の一時差止め・保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課・保健事業の実施・資料の提供等の求めに関する事務・被保険者情報及び高額該当の引継ぎ情報を国保情報集約ンステムと連携	・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する 応答 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、民度額適用・標準負担額減額認定証配、限度額適用・標準負担額減額認定証とは特別療養証明書に関する事務 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置 ・保険給付の支約・国民健康保険法第63条の2の一時差止め・保険計の徴収又は同条第二項の保険料の賦課・・保健事業の実施・資料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課・・保健事の対し、保健事業の実施・資料の機供等の求めに関する事務・被保険者情報及び高額該当の引継ぎ情報を国保情報集約システムと連携・オンライン資格確認等システム接働準備の資	事後	追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月13日	Ⅰ-1-③システムの名称	*Acrocity国民健康保険 *Acrocity国民健康保険税(料) *Acrocity国民健康保険統付) *Acrocity総合収納管理 *Acrocity総合滞納管理 *滞納整理システム(Levy2) *Acrocity行政基本 *中間サーバー *MICJET番号連携サーバー *国保情報集約システム *TIARA健康管理システム	*Acrocity国民健康保険 *Acrocity国民健康保険税(料) *Acrocity国民健康保険(給付) *Acrocity総合収納管理 *Acrocity総合滞納管理 *Acrocityだの滞納管理 *Acrocityで改基本 ・中間サーバー *MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム ・TIARA健康管理システム ・国保総合システム ・医療保険者等向け中間サーバー等	事前	追加
令和2年2月13日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の42の項、43 の項、44の項、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第25条、第25条の2、第26条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の1の項、43の 項、46の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第1条、第25条の2	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の42の項、43 の項、44の項、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第25条、第25条の2、第26条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の1の項、43の 項、46の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第1条、第25条の2 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	追加
令和2年2月13日	I-5-①部署	保健福祉部保険年金課、総務部税務課、総務部収納課	保健福祉部保険年金課、総務部税務課、総務部収納課、保健福祉部すこやか保健センター	事後	保健センターの追加
令和2年2月13日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	保健福祉部保険年金課長、総務部税務課長、総務部収納課長	保健福祉部保険年金課長、総務部税務課長、 総務部収納課長、保健福祉部すこやか保健センター長	事後	保健センター長の追加
令和2年2月13日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の 計数か	平成31年2月28日 時点	令和元年12月31日 時点	事後	事務対象者[25,575]人 【令和元年12月31日時点】 国民健康保険被保険者数
令和2年2月13日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の 計数か	平成31年2月28日 時点	令和元年12月31日 時点	事後	取扱者数【249】人 【令和元年12月31日時点】 国保信職員7人、協時2人、看 護師2人、レセ5人、 稅務課市民稅6職員13人、収 納課職員20人 寸こやか保健センター保健師 等27人 行政システム常駐SE2人、 行政システム常駐SE2人、 大管を機能的の所×2人 人間ドック契約医療機関15か所×2人 (時定健診情報提供)地区医 師会、関医師会、国保連合会 各3人 (国保情報集約システム)国 保連含3人 合計249人
令和2年2月13日	Ⅳ リスク対策	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年2月13日	Ⅳ リスク対策	8.監査 「内部監査」	8.監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年2月13日	全体				評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	Ⅰ-1-②事務の概要	・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に外する応答・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務・保険給付の支給・場に係る措置・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置・国民健康保険法第45条の2の一時差止め・保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課・保健事業の実施・環時事務を可以で、資料の提供等の求めに関する事務・被保険者情報及び高額該当の引継ぎ情報を国保情報集約システムと連携・オンライン資格確認等システム稼働準備の資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養標準負担額減額認定証、限度額適用・環費負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務・保険給付の支給・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置・国民健康保険法第63条の2の一時差止め・保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課・保健事業の実施・資料の提供等の求めに関する事務・被保険者情報及び高額該当の引継ぎ情報を国保情報集約システムを経由し、オンライン資格確認等システムと連携・国保情報集約システムを経由し、オンライン資格確認等システムの医療保険者等向け中間サーバーへの被保険者情報の提供及び機関別符号の取得	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の計数か	令和元年12月31日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	事務対象者【25,400】人 【令和3年1月1日時点】 国民健康保険被保険者数
令和3年3月31日	II-1-対象人数-いつ時点の 計数か	令和元年12月31日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	取扱者数【259】人【令和3年1月1日時点】 国保医職員7人、臨時2人、看護師2人、レセ5人、 税務課市長元、職員14人、収納課職員18人 すこやか保健センター保健師等32人 行政システム常駐SE2人、特定健態・特定保健指導契約 医療機関63か所×2人人間ドックシ契約医療機関15か所×2人(ジェネリック通知委託)国保 連3人(特定健診情報提供)地区医師会、県医師会、県医師会、国保連合会名人(国保情報集約システム)国保連合会9人合計259人
令和3年3月31日	Ⅳ リスク対策	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	事後	